

議員提出第3号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月9日

提出者 久喜市議会議員

柿 沼 繁 男

岡 崎 克 巳

杉 野 修

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条、第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第70条の見出し中「（起立による表決）」を「（起立等による表決）」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第84条第2項中「第83条」を「前条」に改める。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて、」を「、全て」に改める。

第127条中「第1章」を「前章」に改める。

第138条第2項及び第159条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

電子採決システムによる表決を行うことができるようにするため、この案を提出する
ものであります。